

移動等円滑化取組計画書

令和8年6月22日

住 所 東京都品川区東品川三丁目 32 番 21 号
事業者名 飛鳥交通株式会社
代表者名 代表取締役 川野 繁

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の設備に関する事項 当社が保有する車両を、順次ユニバーサルデザインタクシーに更新し、約6割の車両割合を維持する。
（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ①予約時の利便性向上を図るため、配車アプリ開発会社との連携を図る。 ②新人乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。 ③ユニバーサルデザインタクシーについて、実車研修を定期的実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	ユニバーサルデザインタクシーの割合について、約6割の車両割合を維持する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・教育訓練 ・聴覚障害のある方への対応	・導入したユニバーサルデザインタクシーについて、効果的な運用を行えるように、社内教育等の必要な措置を講ずる。 ・聴覚障害のある方からの文字による意思疎通の申し出に対応できるように、乗務員の配置、勤務体制の確保を図る。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員は全てユニバーサルドライバー研修を受講する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
配車アプリへの車両指定機能の追加	配車アプリを、予約時にスライドドア車両（ジャパンタクシー）が指定できるよう設定しており、車両入替時においても速やかにマスタを整備する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・乗務員の研修	・新人乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。
・車椅子使用者の乗降支援の実技研修の実施	・ユニバーサルデザインタクシーの乗務員を対象に、車椅子使用者の乗降支援の実技研修を定期的に実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
該当なし	

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・障害者等が多く参加するイベント等、ユニバーサルデザインタクシーを優先して配車する必要がある場合には、他社タクシー会社とも連携できるように連絡体制の構築を検討する。 ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。 ・本社の業務課をバリアフリーの主管課とし、社として推進体制を構築する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
変更なし		

V 計画書の公表方法

<https://www.aska-web.co.jp/traffic-service/plan> にて掲示

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。